

淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

嘉田委員 塚本委員 松本委員

日 時：平成 15 年 4 月 11 日 (金) 14 : 00 ~ 17 : 00

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大・中ホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

時間となりましたので、これより淀川水系流域委員会第3回住民参加部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして幾つか確認とお願いをさせていただきます。座席表をちょっとご覧頂きたいのですが、新たに住民参加部会に所属をされることになりました有馬委員と田村委員がいらっしゃいます。残念ながら、本日はお二方とも欠席ですが、次回より審議に参加頂けるかと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、4月の異動によりまして新しく来られた方がいらっしゃいます。近畿地方整備局の河川部河川情報管理課の西村様、よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川情報管理官 西村）

西村です。どうぞよろしく。

庶務（三菱総合研究所 新田）

委員から向かって右隣です、同整備局木津川上流河川事務所長の西川様です。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

西川です。よろしくお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

以上、お二方が新しく部会に参加されていらっしゃいますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、本日の資料です。「発言にあたってのお願い」と、議事次第があります。その次に資料1、「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」です。資料2-1から2-2の補足までが、説明資料の審議に関する資料です。説明資料2-1が「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」。前回の部会でも持ちました検討の論点につきまして、本日具体的な各分野の議論をするための検討の論点です。資料2-1の補足、「『提言（030117）版』と『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』の比較資料」です。こちらは、左側に提言、右側に説明資料ということで対応させたものです。資料2-2、「論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容（住民参加部会）」です。資料2-2の補足、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』及び具体的な整備シート（第1稿）についてのご意見（住民参加部会）」ということ

で、前回までのご意見、それから前回の部会以降、お三方からご意見を頂いておりますので、それをまとめた資料です。資料3が、いわゆる別冊に関する資料です。「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」ということで、川上リーダーを中心に作業部会におまとめ頂いた案です。資料4が、「4月~7月の委員会、部会、運営会議の日程について」。また、参考資料1、「委員および一般からのご意見」です。それから、資料3に関連する参考資料として、参考資料2-1と2-2をおつけしております。参考資料2-1が、山村委員からの提供資料「住民参加の形式分類に関する資料」、参考資料2-2も同じく山村委員からの提供資料で「意見聴取方法の総括と評価に関する資料」です。あわせてご覧頂ければと思います。

委員の皆さまのお手元に、青いシートで共通資料として置かせて頂いておりますのが「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』に係る具体的な整備内容シート(第1稿)」です。共通資料につきましては、委員の皆さまには事前にお送りしております。机の上に一番上のファイルとして置かせて頂いておりますので、ご覧頂きたいと思います。また、一般の方々につきましては、共通資料は申し訳ありませんが、コピーの関係で白黒での配布となっております。カラーのものにつきましては受付の方で閲覧用に置いておりますので、ご覧頂ければと思います。また、委員席及び河川管理者席の方々には、机上資料として幾つか置いております。例えば、提言冊子等説明資料関係ファイルと、各テーブルに1つ過去の委員会の現状説明資料ですとか、一般意見聴取ワーキングの資料というようなものを置いております。

前回の委員会以降に委員及び一般の方々からお寄せ頂きましたご意見について簡単にご紹介したいと思います。時間の関係で全てをご紹介できませんが、後ほどの審議の参考として頂ければと思います。参考資料1をご覧頂ければと思います。参考資料1、3名の委員の方々から意見と、それから一般からも3名の方々から意見が来ております。天ヶ瀬ダムの関係意見、或いは阪神水道の転用についてのご意見等々をお寄せ頂いております。

本日は、後ほど一般傍聴の方々に発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々は発言をご遠慮頂きたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、恐れ入りますが、発言の冒頭に必ずお名前をちょうだいして、机の上のマイクを用いて発言頂きたいと思っております。本日は、2時開始で午後5時に終了させて頂きたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思っておりますので、三田村部会長、よろしくお願い申し上げます。

三田村部会長

今日は、ご多忙のところをお集まり頂きましてありがとうございます。

只今から審議に入りたいと思います。順番通りと予定しておりましたが、議事次第の審議の2)と3)を逆にしたいと思います。と言いますのは、3)は4月21日の委員会に提出することになっておりますので、これを先に見通しをつけてから、2)に移りたいと思います。よろしいですか。

では、1、3、2、4という順番で進めてまいりたいと思います。

1番目の「委員会、他部会の状況報告」、庶務、よろしくお願いいいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

省略（資料1説明）

三田村部会長

今のご説明に対して、何かご意見はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議の3)住民意見に関する提言についての意見交換に入りたいと思います。資料3をご覧になって頂ければ、おわかり頂けると思いますが、川上委員に作業部会の代表になって頂いて、いわゆる別冊の宿題をご苦労頂いておまとめになっていらっしゃる途中だろうと思います。もうほぼ完成に近づいていると思いますけれども、それについての意見交換です。スケジュール的には、来週の18日にこの部会を開催しなければならないかどうかは、まだ判断をする段階ではありませんが、そういう可能性があることも含めてご説明して頂いて、意見交換に入りたいと思います。4月21日の委員会に提出することは約束しておりますので、それまでに意見をまとめていきたいと思います。

4月18日に部会を開催するといいたしますと、委員の方々から意見をちょうだいした結果を、もう少し延ばしまして、今日ご説明して頂いて意見交換を頂いて、それを踏まえて来週の頭くらいまでにご意見があれば頂いて、作業部会でまとめて頂いて、最終的にほぼ完成したものを4月18日の部会でご意見を頂くということになります。それを、私と嘉田委員と川上委員辺りでメールで調整しながら委員会に提出するようにしたいと思います。いかがですか。

スケジュール的なところの数値に関しては、前回の部会でもご確認頂いておりますので、よろしかろうと思います。

意見交換に入る前に、前回ご提出頂いたものが改訂されておりますので、川上委員、ご説明をお願いできませんでしょうか。

川上委員

作業部会は、3月7日、3月24日、そして4月9日の3回開催いたしまして意見を交換したところであります。十分ではありませんけれども、それをまとめたものを、本日、資料3として提出しております。関連する資料といたしまして参考資料2-1、参考資料2-2が用意されております。前回の住民参加部会での説明と少し重なりますけれども、資料3に基づいてご説明したいと思います。

「はじめに」というところですが、この淀川水系流域委員会に期待された任務というのは、河川整備計画を策定するにあたり、意見を述べるということと、それからもう1つは関係住民の意見反映方法について意見を述べるという、この2つが柱になっていることを前段に書いております。1月17日に提言を、近畿地方整備局に提案したわけですが、その中の住民参加の項目におきまして、どのように住民意見を聴取、反映すべきかの具体的方法を別冊で提案するというので、この別冊が宿題になっていたわけです。それで、作業部会では、この別冊の部分を検討したということです。

「1.現時点における整備局の取り組み」ということですが、昨年12月末に、委員会に対して、「河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」が提出されました。これを整備局の方で公開されまして、2月16日から3月9日までの間に各工事事務所、現在は河川事務所に名称を変更されましたが、河川事務所管内の17カ所で、一斉に住民等に対して説明が行われたということであります。

(2)の部分ですが、3月17日付で「説明資料第1稿に係る具体的な整備内容シート(第1稿)」、以下、整備内容シート(第1稿)と表現させていただきますが、これが提出されたわけです。

「2.整備局の取り組みについての評価」の部分に入りますが、「説明会については、参加した住民等からは一方的な説明に終始して住民の発言の機会がなかった。(または、少なかった。)形式的な集まりであった。セレモニーに過ぎない」等、様々な評価や意見が聞かれるところであります。整備局では、この説明会終了後も、期限を設けずに各種のメディアによる意見聴取を続けております。

整備内容シート(第1稿)に記載されております具体的な事業の「実施」、或いは「検討」等と書かれている事柄に関しまして、このシートの中には、「実施」とか「検討」等の判断に至る過程で行われたであろう各種検討や各種代替案が記載されておられません。それとともに、整備内容シート(第1稿)で使われている専門用語等についての説明がないため、この資料に基づいて住民や住民組織、或いは地域組織等が具体的にこれを検討し、或いはまた討論、議論することが大変困難であろうと作業部会の方では考えました。具体的には、この1)から4)に書いておりますけれども、まず、複数の案の検討等判断形成過程が説明されていない。次に、意見聴取・住民参加・合意形成にどのように取り組むのかということも記され

ていない。3番目に、情報公開・情報共有の方策が記載されていない。4番目、構成が治水、利水等テーマ別になっているので、淀川本川とか、或いは木津川流域とか、個々の河川流域としてのつながりといえますが、把握や理解がしにくい構成になっていると考えました。

そこで、作業部会では、対話集会もしくは対話討論会を開催することが必要だと考えたところでして、(1)提言における討議、討論ですが、皆さまのお手元にあります「提言(030117)版」の4-24ページの下段のところに「2)住民との連携、協働」という項目があります。この中の、4つ黒丸があるのですけれども、そのうちの下から2つ目、「公聴会、講習会、研究会、公開討論会、現地見学会、共同調査等を行ったり、市民集会、地域集会等に参加したりして幅広く討議すること」、幅広く討議することが大事だということを述べております。次の黒丸ですけれども、「流域の河川管理に深い関係がある住民とは、意見聴取にとどまらず深い討論を行うこと」ということで、「深い討論が必要だ」となっております。

このように提言しているわけですが、現段階におきましては、先ほどお話ししました説明会を河川管理者が行われたという段階でして、今後、対話集会や対話討論会を開催する必要があります。その開催の方法としては、中立的な立場で意見の整理や調整を行う人物、いわゆるファシリテータを置いて行うことが望ましいと考えました。対話集会や対話討論会の中では、河川管理者が説明資料(第1稿)を作成する過程で検討されたであろう種々の案の中から、どのような考え方で「実施」或いは「検討」を選択したか、また、関係住民との合意形成についてどのように考え、取り組むのか等が明らかにされるべきでありまして、関係住民からも、「実施」と選択された事業について、その利害得失を含んだ意見や提案や代替案が提出され、それらを含めて、双方納得いくまで議論を行うべきであると考えております。

この議論の過程と、それから結果をどのように河川整備計画に反映するのかについては、どこまで議論し反映すれば、反映したことになるのか、或いは議論したことになるのか、これについて法的、或いは一般的な定義はありません。議論や意見の中で、河川管理の専門家、技術者としての整備局の迅速かつ誠意ある対応によって、相互の信頼、安心関係を醸成することが大切であろうと考えます。

そして、住民や住民団体、地域組織等の意見や提案や代替案の提出に対しては、整備局は見解書を出して、それを公開し、それに対するさらなる住民の反論を受け付けるという作業を繰り返し、その上で一定の目安、判断基準に基づいて判断して、計画に反映されるべきであると考えます。反映にあたっては、住民の訴える意見内容の重要度や切実さの度合いに応じて優先順位や反映方法等も関係住民等と話し合っ決めていくことが望ましいということから、このことをフローにいたしましたのが3ページです。中ほどの点線で囲った部分が、対話集会、対話討論会でありまして、その枠の下のところに、n回実施と書いてありますが、これは何回かこういうことを行うべきであるということなのです。

4 ページに移りませけれども、開催方法と留意事項について、「1) ファシリテータ(進行・調整・まとめ役) の選任」については、流域委員会の委員以外の適任者が望ましい。ここに、前回は「学識経験者」という言葉を入れていたのですけれども、3 回目の作業部会で議論をいたしました結果、「適任者」という言葉に変えさせて頂きました。学識経験者が、必ずしもこのファシリテータとして適任者と言えるかどうか分からないということから、こういうふうにしております。2 番目、対話集会や対話討論会は完全に公開で、参加、傍聴自由。その結果は、3) のところで、「HP・文書等で全てを情報公開する」、このようにしております。

結果の反映方法につきましては、前回の提案では河川管理者が独自に判断をして反映されるという第1案もあったわけですが、作業部会では第2案の方を生かして、河川管理者は聴取した意見をどのように反映すべきかを第三者機関に諮問するのが合理的であると考えました。第三者機関は、諮問を受けて聴取した提案や代替案をどのように河川整備計画に反映すべきかを具体的に検討して、整備局に報告します。第三者機関は、検討に際して必要と認める時は、整備局から独立して意見陳述者から直接意見聴取を行うことができるようにすべきであります。整備局は第三者機関の報告を尊重して、河川整備計画を策定すべきです。

聴取意見を計画に反映するための「めやす」(判断基準) ですが、以下にレベル A、レベル B、レベル X と挙げております。ここに掲げる全ての「めやす」や判断基準を満足しなければ採用しないというものではなく、提言の本意にのっとり、以下の「めやす」や判断基準の1つでも充足すれば採用できるように、ある程度の容量をもって臨むことが大切であろうということです。レベル A というのは法適合性や公益性、重要性、緊急性、必然性、必要性、社会的意義、そして将来性・将来像となっております。レベル B、技術的な可能と不可能、予算的な可能と不可能、優先順位、そしてコスト、ベネフィットも大切であります。レベル C、レベル D という「めやす」としては考えられるわけで、そこから飛びましてレベル X ということになっておりますが、最終的にはやはり地球環境、流域環境、地域環境ということにのっとり最終判断をすることになるかと思えます。特にここで重視をしたいのは(3)でありまして、「地域環境～うるおい、美しさ、快適、くらし、安全、教育、子供」、このようなものをひっくるめた地域環境を重視して判断して欲しいということでもあります。

「反映の態様」といたしましてはいろいろあります。意見そのものを全部、或いは一部採用する、意見の精神や趣意を採用する、意見を一部修正して採用する、意見をベースにしてさらに敷衍して採用するという態様を掲げています。5 ページに移りますが、不採用とする場合にも、ここにありますような対応が考えられます。(3) のところでは、保留・検討にする場合の態様も掲げております。(4) ですが、もう既に提言と合致している、或いは説明資料(第1稿)に織り込み済みになっているということもあります。(5) 意見や代替案や提案を受けた場合は、意見の具申者や陳述者とコミュニケーションをすることが大切です。意

見を採用したか、或いは採用しなかったか、採用しない場合にはその理由を明らかにする、または見解を提出するということです。採用した場合には具体的な方向性を示して、だれが担当するのか、どこに連絡をしたらよいのかも具体的に示すことが大切であると思います。反映結果の報告につきましては、実施のプロセスと結果を報告すべきでありまして、最後の5)事後評価報告も大切であろうかと思えます。

8番に飛びますけれども、この本抄で用いた用語の説明ですが、関係住民の意味ではありません。「ここでいう『関係住民等』とは、河川から利益や被害を受ける、『川と関わりのある人』のことをいう。河川が多様な側面と総合的な内容を有することにより、『川に関わりのある人』は広範囲に及ぶ。これまで、河川行政において、具体的な事業計画の意見聴取や補償の対象として扱われた関係住民の範囲は、殆どの場合、川に漁業権など何らかの権利を有するか、もしくはその事業の実施によって直接的不利益をこうむる地権者などの『利害関係者』に限られてきた経緯がある。しかし、これは不合理であったと言わざるを得ない。説明資料(第1稿)の『はじめに』に掲げられた『関係住民』は、時間軸で見れば現在世代のみでなく、将来世代にも及ぶと考えるべきであるし、また地域軸で見れば、流域住民とそれ以外の国民も川に関わりがあると考えるべきである。」

6ページに行きます。しかし、関係住民の概念をあまりに広範囲に広げることは無益であり、いたずらに混乱を招くおそれがありますので、次に掲げる から の人々を関係住民とするのが至当であると考えました。まず、 利害関係者であります。 利害関係者以外の住民一般、 住民組織や地域組織、 流域社会の構成員、例えば当該河川の水を水道の原水として利用している住民等です。 国民、納税者一般、或いは将来世代の国民を含むという広い範囲の意味での国民です。この から のそれぞれに、様々な場で様々な参加の態様が考えられるので適切な対応が求められるということです。

これらの判断をするに至った参考事項として(2)を掲げております。住民参加の性格による分類、それから2)機能面における分類、3)聴取対象者の意見内容による分類、このような検討も資料として検討したわけであります。時間がないので、ここは詳しく説明することはいたしません。

それから代替案という言葉の説明ですが、「提示された計画を大きく変更する対案の提案から、計画書等の「字句の修正」に至るまでの幅広い案の提案をさす。」と理解をしております。

7ページに移ります。「説明資料、内容シートおよび河川整備計画作成のあり方」、1)住民等にわかりやすい表現と配慮、2)難解な表現や用語の使用、誤解を生じるような表現を避ける、3)複数の解釈が生じるような表現は避ける、4)わかりやすく明瞭に、5)住民の視線での記述、いたずらに専門用語等を使ったわかりにくい表現は避けるということであり、6)図表の多用、7)論点の図表化、8)従来との対比表、9)用語集の添付、10)デー

タや資料の充実、11) 複数の案の検討とか判断形成過程の説明等であります。

8 ページ、9 ページはまとめてお話をいたします。この委員会提言を作成するプロセスにおきまして、物言わぬ大衆といたしますが、サイレントマジョリティについてどのように意見を聴取したらよいのか、どのように合意形成を図ったらよいのかということについて議論がありました。これについては、委員会でも部会でも結論は出ておりません。作業部会でも、これを具体的に提言するには今後の議論が必要かと思ひまして、参考資料としてここに添付させて頂きました。大きく分けて3つあります。8 ページの前段の部分、これは私が考えたことでありまして、大衆が物を言わぬ原因として、 関心がない、 自分とは無関係という認識、 知らない(認識していない) 情報が提供されないため判断できない、 情報が提供されていても理解しにくい、 行政不信・反感等が考えられます。上記のうち 及び は本稿においては論外でありまして、 、 、 については情報提供、情報公開の問題であります。 については、様々な原因が考えられますけれども、情報公開に関する問題が原因になっていることも多いと考えられます。

情報公開のないところには、住民参加は基本的にはあり得ません。情報公開に限界を設けるべきではなく、行政はみずからにとって不利な情報を含む全ての情報を適切に公開し続けるべきであります。特に、情報公開の機会といたしますか、チャンスといたしますか、時期といたしますか、それは極めて大切です。しかし、情報公開を徹底しても、全ての住民に情報が行き渡るという保証はありません。淀川水系流域委員会のように、考えられる全ての方法を使って情報公開をしても、淀川水系流域委員会のことを知らない人はまだまだたくさんいます。提言に至っても、まだ中身を理解しないというか、存在すら知らない人もいるでしょう。本来、情報とは、関心を持って得ようとする者のみができるものであるのではないかと、得た情報をどのように認識し、評価し、判断し、行動するかは本人の意思にゆだねられているということでもあります。

後段は、高橋裕先生の『地球の水危機』という本の中に書かれた哲学者内山節さんの『河川における専門性と非専門性～新たな合意形成をめざして～』というところを抜粋させて頂いたものでありまして、ご本人の了解は頂いておりません。これは後でまた皆さまにお読み頂くことにいたしまして、長いので説明は省きます。

9 ページは、一般の方から委員会に寄せられた、サイレントマジョリティに関するご意見をそのまま掲載させて頂いたものであります。サイレントマジョリティを議論するにあたり、これらの資料がお役に立てばと思っております。

三田村部会長

ありがとうございました。川上委員にもう少しご説明頂きたい部分があります。山村委員から提出頂きました参考資料2-1並びに参考資料2-2ですが、この聴取反映方法について

の案の中に組み入れて頂くか、骨子になるか、或いは部分的になるかはわかりませんが、その場合のことでご意見がありましたらお願いいたします。

川上委員

この参考資料の中からそのまま組み入れたというものではありません。我々が議論する中で参考にさせて頂いたものでありまして、参考資料2-2の出典は環境省の環境アセスメントの冊子だと聞いております。参考資料2-1は、大阪市の市民公益活動懇話会の提言の中から提供頂いたものであります。

三田村部会長

この参考資料2-1と参考資料2-2の部分を入れて頂いているのが資料3ですか。

川上委員

はい。最も端的に入れておりますのは、資料3の3ページのフローにまとめております、対話集会、或いは対話討論会の部分です。

三田村部会長

そうしますと、参考資料2-1と参考資料2-2は、その資料のもとであると解釈すればよろしいですね。わかりました。

今、聴取反映方法についての別冊分の提案の詳細にわたる説明をして頂きました。大変な作業であったろうと思います。これから問題点、或いはつけ加えて頂くところの意見交換に移りたいのですが、その前に、作業部会の他のメンバーの方々から補足、或いはコメントを頂ければと思いますが、いかがですか。

塚本委員

作業をしていく中で、住民意見をどう反映させるかということに対する限界を感じるようなところがたくさんありました。川上委員が最終的にまとめて下さっているのですが、今の時点でかなりあらわれてきていると思います。

例えば、2ページのところで討議等とあります。これの問題は、今回の説明会というのは1回1方向からの表明であるということです。それに対して、討議というのはどの辺の回数のところで行ったらよいのか、或いは何十回やれば会合というものになるのか、どういう人たちが集まってやれば、より具体の実現が出てくるのかを逆に考えますと、今までの状況で、こういう平面の紙で、言葉であらわしてしまうことの中には、もっと本当は実態づくりがあるということ認識しないと、恐らく、流域委員会で出た理念や30年後に向けての実現が

より遠くなると思います。

もう1つ、この流域委員会では、せっかく行政とのやりとりができる機会があるにもかかわらず、何故やりとりできないのかということがあります。そのたびにやればよいのです。そうすればもっと具体が出てきます。これが何故できないのか、そういう方法をとれないという委員会のもどかしさ、これが今後このような委員会がどう変わっていくかということもテーマとなると思っております。

私がいつも感じるのは、私は全然立場が違って、こういう住民参加の意見反映というものをつくるよりも、むしろ連絡会や、或いは連絡協議会というものをできるところがやっていって、その中で行政も含めて話し合って何ができるかということをやった方がもっと本当の実態ができるのではないかと思います。それがひょっとしたら5年後、3年後になるかも知れません。しかし、提言との関係はどうなるのかということを考えながら参加させてもらっているということで、これから出てくるいろいろな問題も、これはどうなのだということとで問い返しながらいを進めさせて頂きたいと思っております。

本多委員

川上委員を初め作業部会の方々には、別冊をまとめて頂きましてありがとうございます。私は、この内容に非常に共感を覚えましたし賛同しております。

三田村部会長

申し訳ありませんが、意見交換は後にやりたいと思います。作業部会のメンバーでしたか。

本多委員

メンバーではないです。

三田村部会長

作業部会のメンバーの方に、川上委員がおまとめになったものに関して補足説明がありましたらというところです。申し訳ありません。後でお願いいたします。

村上委員

私は作業部会のメンバーでしたが、3回のうち1回しか出ておりませんので、本当に川上委員を初め皆さまありがとうございました。今回出しているものは、とにかく住民との対話の機会をつくろうというのが一番の趣旨で、今後策定後の事業をいろいろ進めていく中にあって、河川管理者が河川整備計画をつくる段階でまずやっていこうということだと私も認識していますし、作業部会の方もそう考えてらっしゃるのではないかと思いますので、そのこと

だけコメントしておきます。

小竹委員

非常に大きい立場から上手にまとめて頂いたと思っています。それに関連して私も絶えず申していることですが、ある程度地域を限定した可能なところから進めていくということがあります。私は特に汽水域の相当具体的なところをやっておりませんが、皆さまそれぞれ1つの模範的といいますか症例報告みたいな形で、どこに問題があるかを見つけ出して、委員方のご意見からそれを修正するやり方もあると思うのです。

ここにも今日持ってききましたが、8日に淀川の十三地域に、カモメが1000羽を超えて西日の夕日にあたって集まっています。しばらくの間なくなるとは思いますが、こういう自然環境の部分と共存しながらそこでスポーツがあり、花火大会を含めた時間的、空間的なお互いの許容、お互いに譲り合う、この説得にはなかなか、5年、10年からの、平生からの住民の皆さま、行政の皆さまとつき合うことの大切さが最近特に感じられます。殊に、淀川右岸の各行政の区役所、市の関係の皆さまも、去年までと違ってどんどん縦割りの部分と違う、横につないで何とかしようという立ち上がりの姿勢がはっきり見えました。それとは別に、一昨日、私のところへ書類を頂いたのですが、宇宙開発事業団からの人工衛星と、皆さまが進めていらっしゃる水系、いろいろな汚染問題を含めたキャッチができないか、日本の宇宙ステーション、のぞみで何か使える方法がないか、4月21日、この委員会と重なるのですが、一遍、委員方のお許しを得て勉強方々行ってお聞きしてこようと思うのです。日本全体の中で高校生の発案、宇宙ステーションでの宇宙食をどのようにするか、宇宙ステーションでの衣類、これは医学的にも、どういう着方とどういう材料がよいのかとか20項目ほど朝9時から夕方まであるわけです。その中で私も淀川水系の琵琶湖から全体の汚染状況が何かキャッチできるような、24時間体制でグラフ化できるようなことが、どうでしょうかという提案をして、可能か不可能ということは抜きにして一応問題提起だけして帰ってこようと思います。

三田村部会長

川上委員にと思っていたのですが、他のメンバーの方々のご意見をおおよそこの中に組み入れられていると思ってよろしいのですか、それとも何か別のところに付記した方がよろしいのかというのも含めましてご意見を頂きたいと思います。

川上委員

これはまだまだ不十分でして、今日の部会で揉んで頂きたいと思います。ただ、作業部会に属した個人の意見として申し上げますが、提言としてまとめろということでもまとめました

けれども、事案ごとに、それから地域ごと、河川ごとに様々なケースがありまして、こういう1つの形を決めてこれでやりなさいというのは、本当はよくないのではないかと私は思いました。様々な取り組み方、様々なバリエーションがあって、それが進行していく中でまた様々に変わっていく、そしてよりよい意見の反映の方法といいですか、聴取の方法を、流域でも、或いは各整備局でも、国全体でも生み出していくということが大切で、そのプロセスが恐らく住民自治や、流域の自立等につながっていくのではないかと思います。ですから、まとめろということなので一応まとめましたけれども、今後の行政と我々民間との協働による実践こそが大切であろうかと思います。これは逃げではありません。本気でそう思っております。

三田村部会長

それは非常に大事なことと私も思っております。今、川上委員がお話しされたことは2つの問題点と課題があるかと思えます。1つは、比較的簡単に解決しそうで根本に関わる問題です。住民意見、即ち平たく言えば、この委員の中の意見をも組み入れるのが非常に困難であろうと思えますが、その作業はある程度目標がありますので解決していかざるを得ないということがあります。そういう意味において、4月18日に部会を開催するならば、来週の頭くらいまでにもう1度皆さまから整理した意見を出して頂きたいと思えます。それがサイレントマジョリティではないですけれども、やはり皆さま方の積極的な参画になろうかと思えます。

もう1点は、ケース・バイ・ケースに応じてどのような聴取反映方法があるのか、時代とともに変化するでしょうから、その時に河川管理者側が聴く相手といいですか、そういう財産をこれから構築していく、人材づくりをされていくのが非常に大事になってくるのではないかと思います。

この後、委員の方々に、今の案に対してご意見をちょうだいして意見交換に入りたいと思えますが、ここで休憩したいと思えます。休憩の間に、この案をお読みになって頂いて、お気づきになったところを含めて、休憩の後、ご意見を頂くしたいと思います。よろしいですか。

庶務、休憩する時間は何時までですか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

15分くらいでよろしいですか。それでは、3時15分に再開をさせて頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

[休憩 15:00 ~ 15:15]

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、まだ川上委員がお戻りになられてないみたいですが、間もなく見えると思いますので、只今より審議を再開いたしたいと思います。三田村部会長、よろしくをお願いします。

三田村部会長

それでは、休憩後の、先ほどの継続審議ということになりますが、よろしいですか。川上リーダーに説明して頂いた提言案を受けまして、委員の方々にご意見を頂きたいと思います。では、前の方からお願いいたします。

藤井委員

川上委員初め、どうもご苦労さまでした。

最後のサイレントマジョリティのところですが、私がいろいろな地域づくりに関わって行く中で、日本人がとても多弁になる場はたくさんあります。愛東町というところで環境基本条例と基本行動計画づくりをやってきたのですが、その中で自分たちが提案して、自分たちが行動基準をつくってこうするのだという時には実に多弁でした。ということは、自分たちの地域をどうする、川をどうすると直接任せられたらこんなに多弁だということを思わなければいけなくて、サイレントマジョリティではなくて実は多弁なのだということを片側に置かなければいけないと思います。その多弁なところにどう入っていくかという手法のところ、私たちの議論が足りないところがあるというのが1つです。

それから、資料3の4ページの聴取意見を計画に反映するための「めやす」のレベルAからレベルXの中で地球環境、流域環境、地域環境とあって、地域環境というのを入れて頂いたのは非常にありがたいというか、この前お話ししたところが載っていると思います。ただ、地域環境の中にうるおい、美しさ、快適とあるのですが、地域環境のトップはやはり経済性だと思います。サステイナブルデザイン、経済、食べることができるという、そのところがないと、うるおい、美しさ、快適、暮らしというところだけでは、この暮らしの中に経済の自立というのが入っているのかも知れませんが、そのところを是非入れて頂きたいと思います。

米山委員

川上委員初め、皆さま大変よくまとめて頂いて、ありがとうございます。

ただ、素朴な疑問を感じましたので申し上げます。この方式でうまくいけばよいのですが、資料3の3ページのフローで、対話集会から代替案の提示までが「n回実施」となっていますが、n回が無限大になる可能性もあるのではないかと思いました。つまり、個別の問題を取り上げますと、小田原評定といいますか水かけ論といいますか、そういうことが現実の問

題として起こり得ると思います。私は死んでもこうだという人と、行政の方もそれに対して引きようがない、ここから後は譲れませんというようなことが起こり得る心配があります。これは、要するに流域住民、或いは地域住民と行政、河川管理者との間のコミュニケーションをどのようにしていくかということの原則を考えようということなので、それは非常によいと思いますし、結構なのですが、最終的に、住民と行政が対立してn回が30年もたっていたら意味がないですから、その辺をどうするかがポイントではないかと思うのです。

その点で重要なのは、資料3の4ページの一番上にあるファシリテータという言葉です。私、言葉をよく知らないのですが、横文字にする必要はないわけで、取締役という言葉があるのですから調整役、或いはまとめ役等、日本語を使った方がよいのではないかという気がいたしました。その人は、要するにまとめるというところへ持って行って落とすところをつくって頂くという、重要な役割を果たすことになるのかと考えております。

三田村部会長

私も、このn回というのは気にかかるのですが、これは大事だろうと思います。住民参加で今一番問題になっていて、うまくいかないのは、行政側は、委員会をつくって早く結論を得たいということです。それはよくわかるのですが、住民側はそうではなくて計画段階から入りたいと思っているのです。非常に時間をかけないと最後の動かすところまでいかない、住民側は案外知っているか、或いはそこまで想像できないことがあるのでしょうか。そういう意味では、時間をかけるのが住民参加の一番のキーポイントだろうと私は思うのです。河川管理者の方にもよく理解して頂きたいのですけれども、一番のキーポイントは、時間をかけてゆっくり信頼関係を築いていくことだろうと思うのです。ただ、n回が無限大になるとこれは駄目でありますから、およそどのようなかというのもあると思います。

寺田委員

細かい議論をする前に、まず大きな視点を議論しなくてはいけないと思います。この住民参加の計画策定手続はまさに法的手続に関わる部分です。そうしますと、現行法でどのような法的手続がいろいろなところで来ているかということを中心に無視して、法体系を超越して全く新しい手続でやるということを提言するのか、それとも、現行で来ている法的手続に少し上乘せをした、実現の可能性のあるような法的手続をもって提言をするのかというところで、大きく分かれるのです。ここを皆さまが自覚しないことには、細かいところの議論をしてもあまり役に立たないと思います。

そこで、少し整理をしたいと思います。先ほど、参考資料2-2で川上委員が説明されたのは、3月27日に参考資料2-1で提出されているわけです。「参加型アセスの手引き」という環境省が出した資料の表紙を取ったもので、その抜粋です。これは既に法律にある環境

影響評価手続に関する手引書です。これは法的裏付けのある中でどの程度のところができるのか幾つかのプランを出してあるわけです。これを活用して下さいということで環境省が出しているものです。これをまず、頭に置いて下さい。

今回の提言では川上委員の方も、横文字がある通り、日本の既存の制度ではなくて海外の制度を参考にされていると思います。しかし、注意をしなければいけないのは、海外においては行政手続に関して様々に違うのです。法制度が全く同じようなところでやっている仕組みであれば、そのまま流用できます。しかし、法制度が違う場合は、そこに法的限界があるわけですから、どの程度日本において活用できるかを考えなければなりません。最初に申し上げたように法的手続を全く無視して、それは超越して全く新しい仕組みとしてこれが必要だという形で提言するのであれば、それはそれでよいと思います。ところが、そうではなく、バランスを考えて提言しようというのであれば、どこまで海外のものを持ってこられるかを考えなければいけないのです。

特に大事なのは、欧米においては、行政手続に関する訴訟の仕組みが全く日本とは違うことです。行政訴訟の対象範囲が非常に広いのです。日本は非常に狭いのです。従って、例えばこの環境影響評価が不十分であるという場合には、市民団体であっても一市民であっても、利害関係のあるどんな人でも訴訟を提起できるのです。それで、最終的には司法の判断によってとめることもできるのです。そういう手続下において、強力な市民参加の手続が他方で保障されているといえます。裁判になるよりはこういう手続の中で十分しておく方が、むしろ早いのだという考え方があるわけです。ところが日本は全く違います。今、司法の場でNGOの方が例えば環境訴訟をやろうと思っても、基本的にできないのです。そういう仕組みは基本的にありません。手続の不備ということを持ってこようと思っても、これは非常に狭き門で、なかなか難しいということになります。そういうことも頭に置いて、一体どこまで住民参加の一步踏み出した提言ができるかということに尽きるのではないかと思うのです。

現在はどこまで来ているかといえば、各種の法律によっていわゆる手続規定があるところがたくさんあります。分野ごとに全部、手続方法を定めている法律が今たくさんできているわけです。その中で決められているものとしては、まず説明会の開催があります。これはどこでも基本的にはありますし、なくてももちろんやっています。次の段階がパブリックコメントです。いわゆる意見募集、意見書提出で、これも最近はやります。どこでもやっています。そういうパブリックコメントの募集が出るのは提出期限の大体1カ月くらい前で、余裕は3週間とか4週間しかないのです。しかも非常に分厚い資料がぼんと置いてあるだけで、それをわざわざ見に行ってコピーもできないのです。それを見て一般市民の方が意見を出そうと思ってもなかなか出せないというような状況の中で、このパブリックコメントが非常にやっています。これをもって住民参加はもうやったということで、手続がどんどん行われ

ているというのが現状です。あとは公聴会があります。公聴会は、明確に公聴会という名称を持って開催を義務付けているものは今のところはないです。しかし、自主的に公聴会を実践しているところはあると思います。

現在はそこまでのことです。従って、この1番目と2番目はもちろん充実させなくてはいいけませんし、ここの部分ももちろん提言しないといけないと思うのです。今回の提言では資料3の2ページの3の(2)のところからだと思うのですが、最初に説明の補充ということが出ています。説明を充実させることは当然必要でしょうし、これでよいと思うのですけれども、先ほどの資料でもありましたが、ワークショップという言葉がここには出てきていません。ワークショップの中身はその後の対話集会の中に一部入っているものとして川上委員はお考えだろうと思うのですが、後に出てくるファシリテータを置いてやる対話集会とワークショップとは質が全く違うのです。私は、説明会の延長としてのワークショップが必要であると思います。ワークショップは論点を決めて、その論点ごとにきめ細かく議論をするという場で、専門的な知識をだれかがきちんと説明するというのもやりながら、市民と計画主体の事業者との間で対話していくという形式です。これはやはり必要だと思うのです。

次に出てくるのが対話集会で、ファシリテータによるやり方を対話集会もしくは対話討論会という形で提案されていると思うのですけれども、私は用語の使い方としては、ここは公聴会とすべきだと思っています。何故かと言いますと、今回の河川法には公聴会をやることは明確に入っているのです。義務付けはしておりませんが、内容をどのようにするかはこれからの課題ですが、公聴会をやるという提言であれば河川法との抵触は全くないのです。新たな仕組みを提言するのではないのですから、抵抗なく河川管理者も受け入れができると思います。但し、今回の提言の中で一番新しい提言は、ファシリテータ、つまりどのような利害関係にも立たない人を中心に置いてやっていくという部分だと思っています。ですから私は、公聴会というものの開催を義務付けて、その公聴会の主宰者をだれにするか、また、どのような方式でどのように公聴会を積み重ねていくのかについての提言として考えれば、非常によい提言ではないかと思うのです。

それから、次に資料3の4ページに出てきます第三者機関の話です。今回の提言は、先ほどのファシリテータによる対話集会、対話討論会というものと、次に出てくるこの4ページの4の、第三者機関を設置して、管理者が意見反映の内容についての諮問をして、さらに第三者機関が最終的には意見報告を出すということになっていますが、これも全く新しい提言だと思うのです。ただ、これは、公聴会というものをきっちりと充実させたものにして、第三者機関性といいますか、ファシリテータをきっちりと置いてやるならば、結局は屋上屋を重ねることにならないかという感じがしないでもありません。

ですから、ここは皆さまで議論をすべきではないかと思っています。時間が長くかかればよいというものではありませんから、先ほど部長がおっしゃいましたけれども、要は十分に討

議を尽くすということで、いわゆる手続として民主的手続で、まだ議論が不十分なのに途中で打ち切ってしまうことがないようにということだと思います。いかに集中して、いかにわかりやすく、いかに皆さまが参加しやすくすることが大事であって、手続が幾つも積み重ねることが決してプラスではないという場合があると思うのです。

もう1つ、最初に申し上げたように、現実のものとして実現が可能か、簡単にできるかというところからいきますと、検討課題かなというところがあります。先ほどのファシリテータを中心とした今までにないような、第三者性がある程度保障された形の公聴会がもし可能であれば、それとは別個の手続でまた第三者機関による諮問と報告という手続で、しかもそのさなかに、また第三者機関が独自に意見聴取もできるとなっていますから、かなり長い手続になると思うのです。こういうものがさらに必要であろうかということ、皆さまが議論されなくてはいけないのではないのでしょうか。基本的には非常によくお書きになっていると思いますし、私も大筋においては賛成であるのですが、その辺のところでは検討を要するという事です。最初に戻りますが、大きい方向として、一步踏み出すのか今までの線を全く大きく外れて提言するのかというところは、皆さまが自覚されなくてはいけないと思います。どういう覚悟で、どの程度の現実性を考えてここで我々が提言をするかということ、考えておかななくてはいけないということをお願いしたいと思います。

三田村部会長

今のご意見のレベルで、あまり詳細に入らないところでご意見がありましたら、頂きたいと思います。

荻野委員

今の寺田委員のご意見でわかりやすくなったと思います。私が混乱していたのは、河川管理者が河川整備計画を策定する段階において関係住民の意見を聴くという意味で、説明会を開催する際にどうしたらよいかということかと思っていたのです。今の寺田委員のご説明ですと、計画ができ上がって後これを実施するのに、この計画でいきたいけどどうだろうかというので公聴会を開いて、そこで住民の意見を聴くということですね。その際に第三者のファシリテータ、第三者の立場の人が公聴会を取り仕切るということを制度的にきちんとするという意味合いでしたらわかりやすいと思います。

そういう意味で、流域委員会は河川管理者、或いは公聴会と、どういう関係にあるのでしょうか。流域委員会が提言を作成し、その提言に基づいて河川整備計画案を樹立されて、その計画案を一般住民の人々や関係住民に説明して、意見を聴いてさらにそれに修正を加えて、最終的な計画をおつくりになるということです。そういう意味の対話集会、或いは公聴会ということでしたら、その点に絞ってやるべきではないかと思います。今おっしゃったように、

さらに第三者機関があって、意見は聴いたけれども判断は第三者機関に任せると言い方でこの対話集会が完結するものなのか、よくわからない面があります。

わかりやすいご説明になっているので大変ありがたいとは思っていますが、河川管理者が計画を策定されて、こういう計画でいきたいという提案に基づいて公聴会を開かれますね。その公聴会を第三者の立場の人が取り仕切って、そこに住民等が集まって提案を聴いて、意見を言うということで、意見を言った後は、第三者機関がそれを引き取って、対立意見を整理して判断を下して、河川管理者の方に結論を戻すということをn回繰り返していくという考え方だとすればいけるのではないかという気がいたしますが、少し冗長かも知れませんが、屋上屋を重ねるようなことになろうかと思いますが、そんな考え方でよろしいのでしょうか。

三田村部会長

整理した方がよろしいのでしょうかけれども、村上委員、大きなところでのご意見を今ちょうだいしていますが、よろしいですか。お願いいたします。

村上委員

今の荻野委員の整理は、作業部会で進めていたものとは違うと思うのですが、川上委員から、私としてはコメントが欲しいのです。今の荻野委員のご理解でよいですか。

川上委員

後ろの方がちょっと違いますね。

公聴会のことは私も認識しておりますけれども、従来の公聴会のやり方ですと、一方に河川管理者、一方に意見陳述者ということで、かなり硬直化した公聴会が多かったと思うのです。私も何回か、いろいろな環境関係の公聴会にも行ったことがありますけれども、それをファシリテータというものを置いて、もう少し対話がスムーズに進むようにしたいということが1つです。

ただ、どのような人がファシリテータの理想像になるか、そのような人がいるのかと考えた時、行政と住民の両方から信頼される人、或いは両方が認める人でないと、対話にならないと思うのです。ですから、非常に難しいです。寺田委員のような方がファシリテータとしては最適なのではないかと思うわけですが、そういうことであります。

それから、先ほどの荻野委員の最後のまとめのところ、n回実施するという部分は実はもっと先に来ているわけです。

荻野委員

もっと前ですか。

川上委員

はい。もっと先に来ていて、最終的に第三者機関が対立する意見を整理して、これがよいでしょうということを河川管理者に提案するというので、n回やる段階というのは、もっと前のプロセスの段階だと思っているのです。

米山委員の方から、これは無限になるのではないかというご意見がありましたけれども、事案は様々です。例えばダムのような反対派と推進派とが対決するような事案もあれば、もっと身近な川の改修についての地域での合意形成というような、皆さまが喜ぶような形でまとめられるものもあるでしょうし、事案によって回数も変わってくると思います。場合によると10年もかかるような事案もあろうかと思っています。それでも私自身は、市民の立場から言いますと、基本的には合意なくして事業はないと思っています。今後はそうなって欲しいと願っております。

村上委員

議論を進めるにあたって1つ2つ確認しておきたいことがあるので、させて下さい。

まず、先ほど寺田委員から、今までの枠組みの中でやるのであれば公聴会という言葉を使ってやった方がよいというご意見があったと思うのですが、作業部会の中でも一度その議論がありまして、対話集会というものは河川法で定めている公聴会とは違うのではないかという話が出ました。山村委員もいらっしゃって、その時に話をしたのは、河川法上では「公聴会等」となっていて、その公聴会というのは住民から意見を聴く場なのだけれども、対話集会は一步進んでお互いが意見を出し合う場であって、それは公聴会にかわるものとして解釈できるのではないかと、作業部会ではそういう話をしたのです。そのような解釈で、例えば対話集会は公聴会等に入っているとして開催できるのかということ、法律上のことで河川管理者にお聴きしたいのですが、よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

今の村上委員のご質問なのですが、そこまで私も理解しておりませんので、一応資料3の1ページに書いております河川法第16条の2は「公聴会の開催等」ということで、その対話集会が公聴会であると位置付けて頂ければ、それはそれでいけると思うのです。ただ、それが公聴会とは違うとおっしゃられますと、なかなか難しい話が出てくると思います。

川上委員

参考資料2-2という環境省の環境影響評価の資料をお手元にお配りしておりますけれども、これにおきましても、例えば河川法の公聴会もそうですけれども、公聴会はこうやりな

さいというものは多分どこにもないのです。様々なやり方があってよいですし、そういうことを積み重ねてよいものをつくってもよいと思うのです。

環境影響評価ではどのようになっているかと言いますと、参考資料2-2の39ページをご覧くださいと、仮想実施例というのが出ております。これは、環境影響評価においてはこういうやり方がありますという例を挙げているわけなのです。こうやんなさいとは言っていないと思うのです。こうやったらどうですかということケース3まで書いているわけです。ここにファシリテータが出てきているわけです。公聴会においてファシリテータを置いてやんなさいとは法律上どこにも書いていませんし、ワークショップ方式でやってはいけないということも何にも書いてないわけです。

ですから、今、水政課長の方からお話がありましたように、公聴会としてこの対話集会を位置付けると我々の方で提言すれば、それを尊重して頂けるのではないかと思います。

嘉田部会長代理

進行役かも知れないのですが、少し中身についての意見を申し上げたいと思います。

時間的にもかなり過ぎておりますので、そろそろ構造的なまとめが必要だと思うのですが、先ほど寺田委員が言われたような、全体として河川法第16条の2にある「公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置」、この言葉に沿ってここを展開するということを整理したら1つはいけると思うのです。定義付けですね。この中身はどこに定義されるのかということで、まさに「公聴会等」というところにこの対話集会を位置付けるという定義付けができます。あとは「関係住民の意見を反映させるために必要な措置」ということで、その必要な措置の1つとして第三者機関を設けるという形での整理が必要なのだろうと思うのです。

1つの意見なのですが、今ここで議論していることで重要なことはファシリテータと言われているところと第三者機関ですね。このファシリテータなり第三者機関の条件をある程度列挙したらどうでしょうか。

私自身は今4つほど考えておまして、もしよかったら提言をさせていただきますけれども、異なった意見、異なった立場の背景について構造的理解ができている人、まずそれが1つの条件だろうと思うのです。2つ目は、異なった立場の人たちの意見を引き出すコミュニケーションの専門家であることです。日本にはコミュニケーションの専門家というのは殆どないのですが、現場にはたくさんおられます。コミュニケーションの専門家であること、プラス自分の意見はあまり言わないということはファシリテータとしてかなり大事です。3つ目は、社会的大義を持って進行ができる人です。社会的大義を持って進行ができるとは、公平性であるとか平等性である、或いは今の社会に照らしてということで、これはもう道路公団の議論を見ているとよくわかると思います。4つ目が異なった立場の人たちからの信頼、或

いは信用を得ている人です。

このファシリテータのところには「流域委員会の委員以外の適任者」としか書いてないのですが、ある意味でこれは逃げているのですね。ですから、ここを皆さまが、どういうファシリテータが必要なのか、やはり日本語の方がよいと思うのですけれども日本語で言うという名前なのか、意見調整役なのか進行役なのかと、そういうことを具体的に言うことが大事です。

この構造で見ますと、いわば第三者機関というのはファシリテータ連合軍と言うのでしょうか、個別の一家言を持つファシリテータがある程度連合して第三者機関をつくるというようなことが構造的には重要ではないかと思えます。ファシリテータというのも1つのプロ的な流れになっていきますと孤立無縁では大変つらいわけですから、そのファシリテータを要請するという意味で、全員がそうならなくてもよいと思うのですが、第三者機関というのはそのファシリテータ的な人たちが複数おられるというような、7人の侍集団でもよいのです。その人たちが河川法でいう住民意見を反映させるために必要な措置を判断していくということが1つ具体的に言えると、提言の次の手続が楽になるのではないかと思えます。

もう一方、法律を超えたところでどうするかという大変重要な指摘は、8ページにあるサイレントマジョリティの部分です。ここの下から2番目のパラグラフの「明治以降の日本の近代化は」というところで、河川の管理権を地域の人々に返すとありますが、これは今回の法律をはるかに超えたことです。はるかに超えたことですけれども、先ほど藤井委員が言われたように、或いは前回の部会でも議論になりましたけど、長い目で見たら地域の人々による流域自治なり河川管理自治なりというところを目指したいということです。それは、先ほど寺田委員が言われた、河川法を超えたところで切り分けをして、30年、40年後にはこの辺を目指したいのだというようなことを長期的に書くと、さらに、そういうところに塚本委員が言っていたような現場の実践というのも入ってくるのだらうと思うのです。

ですから、構造で整理をすることによってこの意見がかなり具体的に、また河川管理者も取り扱いしやすいものになるだらうという意見です。

三田村部会長（委員会・琵琶湖部会）

ここで少し整理したいと思います。もともとこの別冊の宿題は、前の作業部会が提言いたしましたものから具体的なものを提出するということになっております。前の提言は、環境やダム等、いろいろなところに組み入れて頂いて第1稿として頂いているわけですが、この部分について、いかにして河川管理者がより具体的に意見を反映していけばよいのかについて提言するということになっています。

これに関しては、河川管理者は大きくは反応されないと思います。これについての新たな第1稿、第2稿というのはされないのではないかと思います。

従いまして、より具体的に前の補足といいますが、このようにして頂くと新しい住民意見を聴取することができるという、前に提言したものを大きく超えない提案をすることが原則であろうと思います。

ということは、先ほど寺田委員が申されましたように、理想ではなくて、現実的にどこまでできるかということになるかと思います。即ち河川管理者が実行可能な形で、新たな別冊の提言をするということになるかと思えます。可能なと言いますのは法律に照らし合わせてということになるかと思えますけれども、そういう視点でまとめていかなければならないというのが我々に課せられた仕事であると私は思っております。

そういう意味におきまして、川上委員にお尋ねしたいのですけれども、寺田委員の趣旨を頂いて整理して頂くことが可能かどうか、または、寺田委員の方が具体的な部分、或いは具体的に追加する事柄を含めて文書で提出して頂くことが可能かどうか、その辺のすり合わせは非常に大事になるかと思えます。

寺田委員

私の意見については、川上委員は十分理解しておられると思います。

川上委員

先ほど申し上げましたように、公聴会、それから嘉田委員がおっしゃった必要な措置、その辺をきちっと位置付けすれば、そう大きくは変わらないというか、問題はないと認識しております。文書化することは可能です。但し、これは皆さまのご意見をさらに寄せて頂くということを条件に進めたいと思えます。

三田村部会長

わかりました。

塚本委員（委員会・淀川部会）

寺田委員のおっしゃることは専門家として本当にそうだと思います。

ただ、いろいろなことで実験結果をあらわす中ででも結果が出てくるというのは100分の1くらいの時間なのですね。常に物事が動く時に法律の枠で動いていては縮小されていくだけです。それをいかに超えて何とか実現に持っていくかという時間の、要するに未来に対しての時間の動きというのは絶対要るわけです。

法律というのは、憲法もそうですけど、いろいろな解釈ができるわけです。今回のこの委員会も、最初の準備委員会、或いは河川管理者の意思が非常によいレベルであったからこれが起こってきているわけです。ということは、本来は、どのような会合であろうと、その次

のところはどういう話し合いをするのか、具体をどう話していくのかということによって人は意思決定していくわけですから、そのことを少なくとも背景に持っているか、そういう文書をつくった時に今のようなプロセスが今後の法律をも決めていくのだということをやはりきちんと明記した方がよいと思います。そういう法律の解釈というのは必要ではないかと思えます。

三田村部会長

今のご意見は、本当に実現すればよろしいですけども、私はそこまで期待してないといえますか、法律に照らし合わせると無理だろうと管理者側が判断されれば実行されないのだろうと思います。そういう意味においては、もう少し整理して、教典になるような部分と、それから実行の部分というぐあいにした方がよいのかも知れないと思います。これは私の個人的な感想です。

本多委員

この別冊の部分に関して、私もいろいろなまちづくりに関わる中で幾つかの経験があります。例えば5ページに、意見を求められたことに対して丁寧に答えていこうというようなこともありますし、最近は情報公開ということも法律で決められてきているということもあります。この対話集会なり意見聴取というのは、住民と行政とが、たとえ意見が対立していたとしても、うまい関係であった時に機能するのだろうと思います。

一方で、ある地域では情報公開を求めて何百通もの情報公開要求を行政に寄せるとか、最近では行政が対話集会や公開の説明会というものを熱心にやるようになってきていますけれども、そういう場が行政に対する糾弾集会になってしまうという事例が見られ、その内容が形骸化してしまったり、辛抱の場になったり、我慢比べの場になったりしてしまったりして実質機能しないというようなこともあるのです。

この間、どうしたらそれを打開できるのかということの1つのヒントとして三田村部会長が住民との協働ということをおっしゃっていたと思います。

余野川ダムを進めていくにあたって、猪名川総合開発工事事務所の方がワークショップを開かれた経過があります。その中で、ダムは要らないとおっしゃる方も含めて、地元の住民や市民の方が関わって、ダムがよいのか悪いのかという議論ではなく、ダムをつくるにあたってということで一緒に議論をして、一緒に現場を歩き、一緒にその環境を見たりして考えるという過程がありました。ダム建設の推進を唱えられる住民の皆さまの生の意見に触れたり、行政とも一緒に考えたりして、信頼関係を築いてきたといえるものがそこにはあったかと思えます。ただ単に公聴会とか対話集会というふうに話し合う場というだけではなしに、一緒に汗を流したり、一緒に信頼関係を築きながら対話を進めていくという協働の形も時に

はないと、うまく議論が進まなかったりするのではないのかと思います。

私は、猪名川総合開発工事事務所が市民に向けて地元の人と一緒にワークショップをやられたという取り組みは非常によかったと思います。ある意味では、これは意見聴取の場であったかも知れませんが、対話集会の場であったかも知れないと思います。そういう方法もこれが機能しなかった時に重要な役割を果たすのではないかと私は思います。資料3の6ページに書かれています、協働型という部分の取り組みも非常に大切になると思います。

もう1つ事例ですが、箕面では行政と地権者と市民と一緒に山麓保全をやっていくということで委員会が持たれました。ここでは2年半にわたって傍聴者も同じように並んで自由に意見を交わしながら、また、ただ意見を交わすだけではなく、実際に山に入って草刈りをしたり、枝打ちをしたりというような行動も行政や地権者や市民や利害が対立する人も一緒にやりながら作り上げていったということがあります。その検討が終わって、実施する段階においても3者が一緒に進んでいるというようなこともありました。途中には反対勢力が入ってきて、委員会がどなり合いになるというような場面もありましたけれども、それでも気長に信頼関係を作りながらやってきたという経緯があります。そこでは、ただ単なる議論の場ではなく、行動をとる、協働するということが機能して事態を打開していったと思いますが、その部分を、1つの項目くらいにして頂けるとありがたいと思います。

嘉田部会長代理

今の本多委員の意見は、具体的にどこどこにどう書いたらよいかを提案して頂いたらどうでしょうか。今ではなく後でも結構です。

本多委員(猪名川部会)

わかりました。では、それは宿題のところで行っておきます。

嘉田部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

はい。そうしませんと、意見書としてまとめませんので、お願いします。

村上委員

時間がないのは承知の上なのですが、確認しておきたいことが川上委員に1つと河川管理者に1つあるのでさせて下さい。

川上委員になのですが、資料3の2ページの「対話集会もしくは対話討論会の考え方」の中で、2段目の辺りからどういうことをするのかについて書いてありました。つまり、どういう経緯で実施を選択したかとか、その選択された事業について代替案を出すと書かれてい

なのですが、検討と書かれたものに関してどういう扱いをするかがわかりません。検討と書かれたものも同じように議論の対象にするのか、実施と書いているものだけ議論をする対話集会なのか、どちらに位置付けたのかだけお願いします。

川上委員

この委員会の中での河川整備計画策定までの時間的な余裕の問題もありまして、作業部会の中で、実施になっているものについて対象とするという意見が大勢であったかと記憶しております。塚本委員、どうでしたか。作業部会の中では、今ここで提言している意見聴取の方法というのは整備内容シート(第1稿)の中で実施になっているものについてやろうということだったですよ。

塚本委員

そうですね。

川上委員

そういうことです。

村上委員

ということは多分皆さまには伝わってなかったと思うので、それを含めて皆さまから意見を出して頂ければと思います。

川上委員

補足ですけれども、検討が実施になった時点でまたこの方式で意見聴取をし、反映して頂くということですか。

村上委員

今の手続の問題でもう1つあります。河川管理者に質問なのですが、実施と書かれているものに関して対話集会をやるということですが、先ほどから話があるように、時間のかかるものもあると思うのです。そうなった時、例えば河川整備計画をつくらなければいけないという時点がどこかで出てきた時に、非常に議論が紛糾してしまっているものは実施から検討にもう1回おろすということがあり得るのかということですか。つまり、事業を実施することはもう議会等も通して決まっているのに対話集会等をするのがあり得るのかどうか、またそういうことは絶対はないという事業もあるのかどうか、この2点をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

共通資料の1ページ、「はじめに、河川整備計画の基本的な考え方」の最初の「はじめに」の中で「随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである」ということを書いておりますので、これが全てを語っていると理解しております。

川上委員

ファシリテータとかワークショップという言葉の扱いを決めて頂きたいです。片仮名のファシリテータでよろしいですか。或いは、調整者とかまとめ役という方がよいでしょうか。

三田村部会長

それに関しては、前回のこの部会で片仮名はできるだけ避けようとういこともありました。イメージを浸透させるという意味では片仮名もよろしいのでしょうかけれども、誤解を招かないという意味でわかりやすい言葉の方がよろしいかと思えます。これは私の個人的な意見です。

川上委員

そうしますと、「まとめ役（ファシリテータ）」としましょうか。

三田村

そちらの方がよいですね。

川上委員

環境影響評価の方でもファシリテータという表現を使っているということは、日本語に適切な言葉がないからそうなっているのだろうと私は理解したのです。

嘉田部会長代理

まとめ役ではないです。

川上委員

調整役ですか。

嘉田部会長代理

あくまでも調整なのです。

川上委員

では、調整者にします。

嘉田部会長代理

まとめは全体集団としての、或いはその権限を持っている人です。ですから、英語の語感、或いは今までの役割からいまして、ファシリテータは進行調整役だと思います。それに対して、第三者機関というのはまさに意思決定をしようという評価をする判断集団になるわけです。ワークショップをどうするかですが、工房なり、何かよい言葉がないでしょうか。或いは、論点を明確にしてある目標に到達しようという対話集会ですと、ワークショップに近くなるのですね。知恵を絞って言葉を出せないでしょうか。

川上委員

実は、作業部会ではワークショップにかかわる言葉として対話討論会としたのです。

嘉田部会長代理

では、もう了解ということでよろしいですか。

三田村部会長

言葉の問題はまだ時間がありますので、その時にまとめて頂いても可能です。

塚本委員

嘉田委員が言われたファシリテータの資格ですけれども、その1つに、子供たちも含めたしわ寄せが来るところの視点・視野を持つことと、実際にそれをやるという体系を持つことも必要だと思います。

もう1つ。「委員以外」とありますが、資料3の9ページに1月18日の提言説明会参加者からの提案への質問が載っているのですけれども、これを読むと、1回目の意見聴取とは相当違って、皆さまはかなりこの内容がわかってきて、質問はすごくよいものになってきています。これに対して少なくとも委員は答えられるだけのファシリテータの資格があると思うのですよね。ですから、「委員および適任者」とあってもよいのではないですか。そのくらいの責任を持たないとおかしいのではないのでしょうか。

松本委員

先ほどの議論を蒸し返すことになるかも知れないのですが、寺田委員の発言された内容に

ついて、嘉田委員から現状の河川法の解釈からいけるのではないかという発言があって、三田村部会長からは河川管理者の方でもう一度ということを言われています。行政のプロとしては、例えば資料3の3ページの河川整備計画策定に向けてのフロー案が、現状の行政法の手続と河川法の趣旨から考えて法的に可能なのか、それともその枠を大きく外れたものなのか、意見をお伺いできないでしょうか。回答は今できないですか。

三田村部会長

ご意見を大体頂いた後に、河川管理者にその辺のところを伺おうと思っていたところなのですが、意見交換をこの辺で閉じてよろしいでしょうか。

時間もありますので、そのようにさせて頂いて、河川管理者に何う前に川上委員にお伺いしたいのですけれども、私、来週の18日、部会を開催せざるを得ないと判断しております。それで、よろしいですか。

ただ、さらにもう1回となりますと、開催不可能だろうと思いますので、18日にはおよそ90%というか98%といたしますか、確定できるような案を作成して頂きたいと思います。そのためには、委員の方々から来週の頭くらいまでに、ご意見を庶務の方に提出して頂きたいと思います。

それを受けて、ご苦労ですけれども、川上委員が案を再度、整理して頂いて18日に提出、そこで若干の調整をして、私と嘉田委員と川上委員を中心として委員会に持っていくものをまとめたいと考えますが、そのようなスケジュールでよろしいですか。

河川管理者にお伺いしたいのですけれども、ハウツーものような方がよいのか、こういうケースの場合はこうしろという提言の方がよいのか、この種のようなものでよろしいのか、或いは先ほどご意見がありましたように、これが可能かどうかということも含めまして、ご意見を頂ければと思います。

もう1つお願いしたいのは、この別冊部分の提言を是非第2稿に入れて頂いて充実して頂きたいと、配慮して頂きたいと思いますので、それもお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 水政課長 井村)

長い間の議論、ありがとうございました。

今、三田村委員からおっしゃって頂いたことにつきまして、今日、これはある意味では初めて見せて頂きましたので、これがどうかということにつきましては、ハウツーものでよいのかどうかということも入れまして中身を河川管理者内部で一度検討させて頂いて、判断させて頂く時間が頂けないものかなと思います。第2稿に入れることについても、一度議論をさせて頂きたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

三田村部会長

もう1つお願いしたいのは、実現するか、或いは数字として実現させるのがよいのかどうか私は判断できないのですが、このような視点で提言すれば、具体的に反映させるのがやりやすいというようなことを庶務の方にご連絡頂いて、その趣旨を川上委員が汲み取って頂いて、ご反応して頂くのも1つのやり方だと思うのです。

と言いますのは、これに対する回答がありませんので、そのようにして頂くのも具体的にはよいのだらうと思いますので、それも河川管理者の方でお願いできますか。

川上委員

河川管理者の方をお願いをしたいのですが、今日の検討テーマである意見聴取の反映とは直接、関係はありませんけれども、整備内容シートの第2稿には、実施検討等の判断に至る過程で行われたであろう各種の検討代替案、説明を補充して頂きたいと思います。

これはいずれやらなければいけないことですよ。

河川管理者(近畿地方整備局 水政課長 井村)

第2稿をいつの段階で出すかにつきましても、まだ議論があろうかと思うのですが、時間の関係もありますので、第2稿の中に検討過程のそれぞれの案を入れろということになりますと、私の立場ではなかなか難しい部分がありまして、この場では返答しかねるのが実情です。

川上委員

ご検討下さい。お願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川)

1点ほど、川上委員にお聞きしたい点があります。

今日頂きました資料の中で、「関係住民」という定義があります。6ページの方に具体的に、「次に掲げるような人たちを『関係住民』とするのが至当である。」というのが明記されていまして、また一方では、「広範に拡大することは無益であり、」とも書かれています。これを見ますと、 、 、 は、何となく理解はできます。例えば淀川の河川整備計画を今後策定していくわけですが、この計画に対するいろいろな方々のご意見をお伺いして、計画に反映していくということだと思しますので、この一番下の「国民」が入りますと全国というベースになるかと思えます。

それと2ページの方で下から5行目くらいに、「住民や住民団体、地域組織等の意見、提

案、代替案の提出に対しては、整備局は見解(書)を出し、」ということが書かれております。そうしますと、の国民が入ってきますと全国から提案して頂いた案に対して、我々は全国の人たちに発信しなければいけないわけですが、現実の問題としてそれが本当にできるのかどうかと、個人的な意見ではありますが、危惧しています。

そういう点につきまして、ご意見を頂けましたらありがたいと思います。

川上委員

このご質問につきましては私が個人でお答えすべきものでもなくて、これは委員会の皆さまからご意見を伺いたいと思います。

三田村部会長

時間的なこともありますので、庶務の方で今のご意見を流して頂けますか。今ここで必要だともあまり感じませんので、流して頂いて、それに対して委員の方々からのご意見を頂ければと思います。

川上委員

1つだけお答えいたしますと、当初この本文のところに「地球市民」も含んでいたのですよね。でも、そこまで広げるのは無益だろうということで、「地球市民」はカットさせて頂きました。

ただ国民というのは、やはり納税者として近畿地方整備局の計画については意見を言う資格はあると思うのです。これは個人的な意見ですが、委員の皆さまの意見をお伺いしたいと思います。

塚本委員

別に整備局だけがやるのではなくて、住民側がやる役割があるのです。この役割は、住民側自身も一緒にやるということであれば実現すると思います。それは今後の課題だと思います。

三田村部会長

では、何が何でも切らして頂きます。

一般傍聴者からの意見もちょうだいすることになっております。これはお約束ですから、守らなければなりません。今日の予定が5時までとなっておりますので、それを守れるように進めていきたいと思いますが、そうは言いながらも時間がなくなってまいりました。

混乱しております原因の1つは、審議事項の2番目と3番目を逆転させたことにも原因が

あろうかと思います。3番目を詰めてから2番目に行った方がよかったのかも知れませんが、時間的な都合もありまして、逆転させてここに至りました。

それでは、審議の2)です。説明資料(第1稿)に対する意見交換に入りたいと思います。庶務、資料2-1のご説明を簡単にお願いできますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略(資料2-1説明)

三田村部会長

前回からの続きになりますが、前回は(1)番目で終わってしまいました。細部にわたったご意見をちょうだいした結果であろうと思います。時間のこともありますので、来週、4月18日にもう1回、住民参加部会を開催して、これを閉じなければならないと思います。本来の住民意見聴取のあり方からすると反するやり方をやっておりますけども、やむを得ないと思います。他の部会との調整もありますでしょうか。

(2)番目から(6)番目の骨子がこれでよいかどうかをご確認頂いて、ご意見を来週の頭くらいまでに頂くというのが最後になろうかと思います。時間がありましたら、2番目、3番目、4番目というぐあいに少し細部に入っていきたいと思います。いかがでしょうか。

こういう視点でよいかという確認です。ここに全体的なことで加えらるる場合には、ここでご提案頂きたいと思います。或いは、この骨子はまずいということもありましたら、ご提案頂きたいと思います。いかがでしょうか。

村上委員

確認です。骨子というのは、つまり議論を。

三田村部会長

2ページ、3ページ目です。資料の2-1です。1番目はもう終わったと私は理解しておりますが、環境分野、治水分野、利水分野、利用分野、ダムとありますが、こういう視点でよろしいでしょうか。

嘉田部会長代理

補足させていただきますと、既に皆さまから頂いた意見が資料2-2補足としてあります。資料2-2補足では、3月末までに本多委員と田中委員が、また4月10日、昨日までに村上委員と小竹委員、川上委員からご意見を頂いているわけです。

この意見を整理する骨組みが今のこの論点ということですので。まだ、ご意見を頂いたところ

うまく整理できていないのですけれども、例えば村上委員がおっしゃって頂いている生態系なりの意見がありますけれども、それはこの環境分野の中の、環境学習の位置付けとか、或いは住民との連携の方法というところに具体的な項目として入れていくことになるのだらうと思います。

そういう理解でよろしいでしょうか。

三田村部会長

と言いますのは、私ども、説明資料(第1稿)に対する反応しかできないのです。第2稿が近々出されることを期待しているわけですが、この私どもの反応で内容がより充実していくのであればよいのです。あまり細部に入りますと第2稿を見た方がよいということになります。

村上委員

ダムのところは2つ「・」が出ていますけれども、ここは利用分野の一番上に書いてあるような住民同士の連携というか対話というか、つくり方とかを入れておいた方がよいのではないかと思います。

もう1つ、利水分野ですが、ここに書かれている項目には入っていると思うのですけれども、湧水が起こった時のための対策づくりというものの住民参加がきちんと書かれてないように思うので、上の治水と同じような形で防災という観点からの湧水対策づくりでの住民参加というのは入れた方がよいのではないかと思います。

川上委員

提言に基づいて、様々な協議会がつくられることになっております。実施もあれば検討もあるわけですが、例えば琵琶湖・淀川流域水質管理協議会、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会、河川利用委員会、水需要管理協議会、そういう様々な委員会や協議会がつくられるということになっているわけですが、ここにも住民参加が行われなければならないわけですが、全く何も方針もルールもなしに、提言の出しっ放しで全く触れないでよいものかということがあります。やはり、こういう考え方で、こういう委員構成で、その委員はどのようにして選ばれるのか、ある程度ガイドライン的なものを決めておかないと、全部これを河川管理者に投げるというのはどうかと思います。

三田村部会長

私もその辺でコメントしたいところが随分あるのですけれども、第2稿でも同じように出てくるとしますので、その時に具体的に、これはどのように構成されるのか等投げかけれ

ばよいと思っています。或いは、皆さまの意見を庶務が集約して、4月21日に住民参加部会が委員会の方に提案するというのもよろしいのです。

大きいところではありませんでしょうか。要するに、大事な部分で抜けている部分があると困るのです。

塚本委員

どこに言ってよいのかわからないのですけれども、流域水系と面に入る場合、例えば地下水等に負荷をかけてしまうようなもの自身の、あるいは都市河川や準用河川もそうですけど、この辺のことがやはり住民が関わって解決していくと、ある程度、明確にされて欲しいと思います。

もう1つ、以前から申ししていました、例えば川の外にあるエリアをどれくらい、他の行政も含めて、検討していけるのかというのは、将来についての、住民参加の物事に実感を持ってやっていくということに対して大切だと思うので、その辺が入れられるか入れられないか検討して頂きたいなと思います。

嘉田部会長代理

今、塚本委員が言われるのは、具体的にどのような項目にどういう言葉として入るのでしようか。

塚本委員

近々、その言葉、具体的に一度、中に入れてみます。

三田村部会長

他、ありませんか。

私の方からもう少し第2稿に反映して頂きたいということのお願いがあります。それは時間をかけてやらざるを得ないというところを十分理解して頂きたいということです。信頼と安心を得るための作業があちこちに出てくるような、そういう辛抱強さみたいものが出てくるような視点でまとめて頂きたいと思います。

それと、文章の幾つかのところ、先ほど川上委員がおっしゃいました委員会とか協議会にも関わるのですけれども、箱物をつくれればよい、或いは委員会だけをつくれればよいという発想は、やめて頂きたいと思います。特に、住民参加の部分に関してはやめて頂きたいのです。少し言葉を補足して頂きたいということです。

言葉の整理を私どももできなかったのですけれども、例えば「環境」という言葉がありますが、環境というのも、人間環境を指すのか、自然環境を指すのかで、随分違います。

「環境教育」という部分の言葉の「環境」は、公害、環境問題からのいわゆる教育ですから、人間環境なのです。

そういう意味では、ここで言う「環境」というのはどういう環境なのか、私どもも整理できなかったのですが、皆さまにご理解して頂くために河川管理者の方も努力して頂きたいと思います。

例えば、「学識経験者」とは何なのかということもよくわかっておりません。「学識経験者」によって委員会が構成されるわけですから、その辺も十分整理して頂きたいと思います。言葉の問題です。言葉を共有するというのも大事でありましょう。

川上委員

昨日、大津で環境・利用部会が開催されました。私は水質の検討班に参加しているのですが、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会をつくるということが、整備内容シート（第1稿）の環境 - 38 に記載されております。

河川管理者はどのように考えてらっしゃるかと言いますと、淀川水質汚濁防止連絡協議会という組織が既に長い歴史を持って、動いているわけですが、整備内容シート（第1稿）によりますと、淀川水質汚濁防止連絡協議会に関係省庁や住民代表を追加する方向で協議会をつくと記載されているのです。

それを聞きまして、我々のイメージと違うと思いました。既存の組織に住民を追加して新たに名前を変えて協議会にするということでは、住民参加としての実が本当に上げられるのかと思います。そこに住民は何名入れるのか、その意見はどのように協議会の運営や行動、活動に反映されていくのかということが想像できないのです。

そういうことが背景にありまして、これからつくられるであろう委員会とか協議会の中身についても、ある程度の指針をこの委員会として提言すべきではないかとお話したわけです。

三田村部会長

少し個別的なことに入ってもよいかと思っておりますので、ご意見ありませんでしょうか。特に、2番目の環境、或いは3番目の治水くらいまでありませんか。他のところでも結構です。次週、後半部分からやりたいと思います。

但し、全体に関することは、次週は終わったとお考え頂くこととなります。

村上委員

今の点なのですが、全体のことは来週、もう1度やり直した方がよいのではないかと思います。前回、議論の中で時間切れとなった部分が少しあったと思うので、一通り全部やった

後で少し、もう一度、話をしたい部分があります。

三田村部会長

もちろん、最後の整理のところでは全体を整理しなければならないと思っています。

村上委員

もう一つ、今の川上委員からお話がありました水質管理協議会の件です。意見として書類でも出したのですが、整備内容としてやることとして4つ上げられてはいるのですが、本当にこれで進むのかどうか何か心もとない感じがしています。状況を調べ、それをどうやっていくか、プログラムをつくっていくとは書いてあるのですが、河川管理行政だけでできるものではないというのは明らかなことであります。ここの中身がはっきりわからないのですが、農業関係等々、今の水の制度のあり方のいろいろな問題があると思うのですが、その辺の検討をきっちりするというを書き入れた方がよいのではないかと思います。水質管理協議会でやることの中身ですね。そうでないと、住民参加したとしても、啓蒙だけやってくれと言われても全然駄目なので、いろいろな自治体間をつなぐのが国としての役割だと思いますから、自治体間での連携した事業を進めやすいように、どういう施策をしたらよいかを検討するのだということ、5番目にでも入れておいた方がよいのではないかとというのが私の意見です。

小竹委員

先ほどおっしゃった箱物をしないという、箱物の解釈ですが、システムづくりの部分と、構造物をどう利用する、その辺をお聞きしておいてから展開する都合があります。国土交通省の皆さまと関係のないところで箱物をつくってしまうというやり方とあります。レンジャーでもそこに問題があるのです。大阪市が負担してやってしまう行き方と、府の行き方と、国土交通省が何かしようとする、堤防外に問題が出てくるのです。その辺、今三田村委員がおっしゃった、箱物は困ります、という解釈をどう持っていったらよいかということがあります。

三田村部会長

環境・利用部会の水質班の会議でも申し上げたのですが、河川管理者に、ハードなところだけではなくて、ソフトな部分での人材育成をやって頂きたい、それで住民と関わっていくというのは非常に大事だろうと思いますから、そういう視点もどこかで入れて頂ければと思います。

嘉田部会長代理

時間もないのですが、本田委員、或いは村上委員も、環境のところで、地域の人たち、子供たちも含めて、いろいろな環境情報をみずからつくり出すという環境調査のようなことをやり、それが環境学習の効果になるということを言っているのですが、ここの背景を押さえておく必要があると思います。何故調査なのかということですね。

2つの立場があると思うのですが、データが不足しているから、そのデータをとるために住民をいわば使うという、そういう立場での環境調査への参画と、いや、データがたとえ間違っている、或いはあやふやなところがあっても、そのプロセスに参画することで、地域の人たちが本気でそこに愛着を持ち、関わりを持つ、主体的な意思形成をしていくのか、この辺をしっかりと書いておかないと、住民がとる環境情報はあいまいである、或いは間違っていることが多いから排除するということにもなりかねないのです。その辺りのことは理念的にきちんと、たとえあやふやであっても、住民が調査に関わることが大事だという辺りのところまで、できたら書き込みたいと思うわけです。

例えば琵琶湖博物館でも、ホテルの調査をしたり、魚を調査したりするのですが、データがあやふやだというような理由で専門家の方たちが住民を排除したがるのです。その辺りが環境と住民との関わりのところでは大事だろうと思います。藤井委員等もやってらっしゃいますけれども、赤野井湾は、確かに最初は、ホテルの情報でも水質の情報でもあやふやなことがありました。しかし、5年6年とやっていくうちに、それこそプロも顔負けのデータがとれるようになっていきますし、そのことによって、住民との関わりが深くなっているということで、ここは理念的なところも押さえる必要があると思います。

松本委員

環境分野に関わらないかも知れないのですが、箱物の話が三田村委員から出ていたのですが、今行政の方も、箱物をつくってそれで済むという発想はされてないと思うのです。私は逆に、箱物はやはりつくってもらわなければいけないと思います。例えば流域ごとの資料館、或いは、住民の交流できる場というのがやはり必要です。その場があって初めて、住民同士の、各住民団体の情報交換する接点ができるというのがあります。ただ、運営、つくる趣旨等を住民参加でもってつくっていくということが大事だと思います。ですから、やはり拠点づくりはやってもらいたいと思います。

それから、そこを運営していく長期的な、継続的にその場で情報提供し、住民との仲介役になるような職員といったものに、予算を今後割いていって頂きたいと、そういう思いを持っています。

三田村部会長

少し内部に入ってきたかと思うのですが、もし可能でしたら、時間の都合もありますので、庶務の方にご意見を提出して頂いて、次週ということにしたいと思います。

村上委員

今の松本委員のご意見に私は反対なので、言っておこうと思いました。

単に反対というのではなくて、もちろん交流が必要、拠点が必要だと思います。ただ、どこかに建物をつくって固定化するというのは、私は正しい選択ではないと思っています。私は今、霞ヶ浦の方でNPOの職員として働いていまして、住民の人らと一緒に環境再生のプロジェクトをやっているのですが、合意形成の場は本当に様々です。だれかの家であったり、どこかの集会所を借りてであったり、学校であったり、或いはその現場であったりするわけです。どこか場所をつくってしまうと、そこに近い人が行きやすくなってしまいます。建物として拠点をいろいろなところにつくるのではなく、やっていく中でつくっていくという、そういう発想が大事なのではないかと私は思っているのです。調整ということに関しても、河川管理者の方に丸投げするのではなくて、やはり住民の中にそういう能力を持った人はいるはずなので、その人たちを生かしていくと考えるのが正しい手順ではないかと私は思います。

塚本委員

両方のご意見出ましたけど、権限とお金を持っているというのは大変な力です。ですから、住民が本当にやる気がある、実績があるところに対しては、少なくとも人件費くらいを払える状況にしないと、センターをつくって、NPOだと言って、行政がほうり込んだとしたら、これはもうNPOではないのですよ。そういうところが非常に大事だということです。

三田村部会長

では、ここで打ち切らせて頂きます。来週4月18日にこの続きをやることになります。2番目から6番目の、内容に関わってはあまり議論ができておりませんので、その続きということにしたいのですが、来週、最優先でご議論頂かなければならないのは、先ほど川上委員がご説明下さいました提言案に対すること、意見聴取の方法についてです。それによって、時間をとれるかどうかの判断は私できませんので、必ずお願いしたいのは、来週の頭までに説明資料(第1稿)に対するご意見を庶務に提出して頂きたいということです。それをまとめたものをプラスアルファとして、この(2)から(6)までのご意見にしたいと思います。ご意見頂いた部分は反映することができるのですけれども、ここでのご意見は、時間がなく、

そのまま委員会にになってしまうかも知れませんが、そういう手続をお願いしたいと思いません。よろしいですか。

それでは4)の今後の進め方ですけれども、次回は4月18日に開催することになるかと思えます。それと来週の頭、これも庶務の方から後でご説明頂くとお思いますけれども、いつまでに、先ほどの提言案の部分と今の説明資料(第1稿)に対する意見、2つの部分に分けて出して頂きたいと思えます。提出方法を整理して頂くやり方も、庶務の方でご説明して頂ければと思えます。庶務、よろしくお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

来週初めまでということで、時間も押し迫っておりますので、書式等を設定して皆さまに送ればよろしいかと思うのですが、時間的にかなり厳しいので、申し訳ないのですが、フリーのフォーマットで、直接メールかワードの文書等で頂くと整理がしやすいのでありがたいと思えます。場合によっては手書きでも結構、何でも結構ですので、来週の火曜日の午前中をめぐりにお送り頂けるとありがたいのですが、そういう形にさせて頂いてよろしいですか。時間が押してしまつてまことに申し訳ありませんが、来週の火曜日の午前中までに庶務の方まで、2点ほどご意見として頂きたいと思えます。

1つ確認なのですが、川上委員の方に、先ほど河川管理者から投げられた質問については、もう少し余裕をもってお答え頂いてもよろしいですか。

三田村部会長

はい、そうして頂いた方がよいと思えます。

それともう1点は、委員の方々に2つご意見を頂こうと思えますが、その整理の仕方はよろしいですか、ばらばらに来て困ると思えますが、どちらのことを言っているかというのを整理できますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

ご意見の冒頭に、必ず説明資料に関する意見か、提言、別冊に係る意見かという違いだけは書いて頂いて、その下は、手書きでも何でもフリーで結構ですので、意見を頂くという形にさせて頂ければ、ありがたいです。

三田村部会長

よろしくお願いいたします。記号でも結構だと思います。「第1稿」、或いは「提言」でも結構ですけれども、分けてご意見をちょうだいしたいと思います。

資料の4のご説明はよろしいですか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

確認だけさせていただきます。来週4月18日は開催ということで、時間も3時間ということによろしいですか。14時から17時、場所はピアザ淡海になっております。時間の方は延長の可能性もあるということです。

三田村部会長

皆さまのご意見をちょうだいすれば、3時間でいけるとは思うのですが、その上下ということは、今のところは考えていません。よろしいでしょうか。それともどちらかに移動して欲しいというご意見が大きければ、そのようにさせて頂いてもよろしいのです。多分ご予定してらっしゃるでしょうから、このままの方がよろしいですか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

わかりました。それでは来週の4月18日金曜日、14時から17時、住民参加部会ということで、大津市のピアザ淡海で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

三田村部会長

ではよろしく願いいたします。

お待たせいたしました。一般傍聴者からの意見聴取にまいりたいと思います。ご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

ありませんか。委員の意見に圧倒されて発言できなかったということになれば大変です。よろしいですか。

それでは、4)のその他にまいります。庶務の方からありましたら、願いいたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

先ほど日程の確認をいたしましたので、あとは特にありません。

川上委員

私、今日皆さまにお配りした作業部会の案の中で、とんでもない間違いをしております、8ページの下から4行目ですけれども、重心を置かねばならないという、この「銃心」を間違っております、川には鉄砲は必要ありませんので、「重い心」と訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

三田村部会長

それでは閉じさせて頂いてよろしいですか。

第3回住民参加部会をこれで閉会としたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。次回は、先ほど庶務からのご案内もありましたように、4月18日金曜日、14時から大津のピアザ淡海ということになります。お願いいたします。どうもありがとうございます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それではこれをもちまして、淀川水系流域委員会第3回住民参加部会を閉会します。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。